

その他の措置

* 平成25年1月1日から義務化

		A	B
1. ぼろ等の処理 (特化則第12条の2)	✓対象物に汚染されたぼろ(ウェス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく	○	—
2. 設備の改造等の作業 (特化則第22条、22条の2)		○	—
3. 立入禁止措置 (特化則第24条)	✓関係者以外の立入禁止とその旨の表示	○	—
4. 休憩室、洗浄設備の設置 (特化則第37条、第38条)		○	—
5. 喫煙、飲食の禁止 (特化則第38条の2)		○	—
6. 容器等 (特化則第25条)	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	—
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
7. タンク内作業、事故の場合の退避 (特化則第38条の8[有機則26条、27条を準用])		○	○
8. 事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 (特化則第53条)		○	—

有機則準用の適用除外

1～4の主な規制内容について、消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときに有機則準用の適用除外対象になるか否かは下表のとおりです。

規制内容	A	B
1. 発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
2. 作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
3. 作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
4. 特殊健康診断	有機溶剤の健診の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

○屋内作業場等(タンク等の内部以外の場所)
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

○タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤等	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤等	$W = \frac{3}{2} \times A$

W = 有機溶剤等の許容消費量(単位 グラム)
A = 作業場の気積(床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m³)。ただし、気積が150m³を超える場合は、150m³とする。

- 消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等の量が含まれます。
- 作業環境測定、特殊健康診断については、所轄労働基準監督署長の適用除外認定が必要です。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。